

●令和6年度～令和8年度 保険料

段階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	1ヶ月 当たり
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が村民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	0.285 ※(0.455)	21,204円 (33,852円)	1,767円 (2,821円)
第2段階	・世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下の方	0.485 ※(0.685)	36,084円 (50,964円)	3,007円 (4,247円)
第3段階	・世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超の方	0.685 ※(0.690)	50,964円 (51,336円)	4,247円 (4,278円)
第4段階	・本人が村民税非課税(世帯に課税者有)で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	0.90	66,960円	5,580円
第5段階 (基準)	・本人が村民税非課税(世帯に課税者有)で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	1.00	74,400円	6,200円
第6段階	・村民税課税かつ合計所得金額120万円未満の方	1.20	89,280円	7,440円
第7段階	・村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満の方	1.30	96,720円	8,060円
第8段階	・村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満の方	1.50	111,600円	9,300円
第9段階	・村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満の方	1.70	126,480円	10,540円
第10段階	・村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満の方	1.90	141,360円	11,780円
第11段階	・村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満の方	2.10	156,240円	13,020円
第12段階	・村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満の方	2.30	171,120円	14,260円
第13段階	・村民税課税かつ合計所得金額720万円以上の方	2.40	178,560円	14,880円

※()は公費負担による軽減前の割合及び金額